

アミエジュニアテニスクラブ規約

第1章 総則

- 第1条
本クラブはアミエテニスクラブと称し、事務局をアミエスポーツ天童店に置く。
- 第2条
本クラブは天童市及び隣接市町におけるテニス愛好者を持って組織する。

第2章 目的及び事業

- 第3条
本クラブは域内におけるジュニアテニスの普及・指導・強化を図り、あわせて体育の向上に努める事を目的とする。
- 第4条
本クラブは前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。
 - 各種選手権大会(単・複・クラブ対抗等)の参加
 - 天童市テニス協会に加盟し、諸事業への協力
 - テニス技術を学ぶと共に勉学に励む
 - 講習会・研修会の参加

第3章 組織

- 第5条
本クラブは部長・会長・総会で承認された個人を以て組織する。
- 第6条
本クラブの会員は第4条に定める事業に参加する権利と義務を有する。

第4章 役員

- 第7条
 - 本クラブに次の役員を置く。
 - 会 長 1名
 - 副会長(理事長) 1名
 - 監 事 1名
 - 会 計 1名
 - 事務局長 1名
 - 部長(主任コーチ) 1名

- 第8条
 - 1 会長は総会で選出する。
 - 2 その他役員は会長・副会長・部長の互選による。
- 第9条
 - 1 会長は本クラブを代表し、会務を統括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第10条
 - 1 副会長は理事会を代表し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
また、理事会より委託された事項及び緊急を要する事項を処理する。
 - 2 監事は理事長(副会長)を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 会計は事務局と共に会合し、クラブ運営する。
- 第11条
 - 1 理事長は各クラブを代表し、天童市体育協会との連絡を図ると共に理事会(総会)を組織する。
- 第12条
 - 1 監事は本協会会計を監査し、部総会に出席し意見を述べる。
- 第13条
 - 1 事務局員は本クラブの事務を処理する。
 - 2 事務局員・監事は、常任理事会において推薦された者を会長が委嘱する。
- 第14条
 - 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会議

- 第15条
本クラブの会議は総会(理事会)、常任理事会、委員会とする。
- 第16条
総会は会長が招集し、原則として毎年1回3月に開催し、次の議案を審議課程する。
 - (1)当該年度の収支決算・会務報告
 - (2)翌年度の予算・会務予定
 - (3)会則の変更・役員の選出・部員の表彰
 - (4)その他
- 第17条
常任理事会・委員会は必要に応じて開催する。また、常任理事会をもって総会を兼ねる事ができる。
- 第18条
会議は構成員の1/2以上の出席を以て成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決する。なお可否同数の時は議長がこれを決する。

第6章 委員会

- 第19条
本クラブの事業を行う為、次の委員会を置く。
 - (1)大会の競技運営委員会(クラブ員)
 - (2)普及指導委員会(普及指導員)
 - (3)各委員会に委員長1名、委員若干名を置く。なお、委員長は会長、副会長が兼任する。

第7章 会計

- 第20条
クラブの経費は、次に掲げるもので支弁する。
 - (1)参加料
 - (2)ビジター参加料
 - (3)補助金
 - (4)寄付金
 - (5)その他なお、細部は会計規定による。
- 第21条
クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

- 第 22 条
クラブ会の事務所は総会において推薦された事務局に置く。
- 第 23 条
本規定に定めない事項、または必要な細則は総会で別に定める。
- 第 24 条
この規約は令和 4 年 4 月 1 日から施行する

アミエジュニアテニスクラブ参加規定

規約第 5 条に基づき参加規定を設ける。

- 第 1 条
参加しようとする個人は、毎年 5 月 1 日までに登録料の納入をすると共に登録名簿をクラブに提出し、役員会の承認を受ける。
- 第 2 条
本クラブ会に登録できる地域は次のとおりとする。
・山形県内陸地方内に通学・在住する小・中・高校生
- 第 3 条
参加料は、1 名につき、4 月 1 日～7 月 15 日迄 12000 円 7 月 16 日～10 月 31 日迄 12000 円 11 月 1 日～3 月 31 日迄は 500 円/参加 1 回
ビジターは 1000 円/1 回(全期間)但し、部員の兄弟は 500 円/1 回(全期間)とする。
- 第 4 条
部員は天童市テニス協会に加盟(団体登録 10000 円/1 年)し、山形県テニス協会に選手登録(ネットで各自)する。
- 第 5 条
クラブ員に異動が生じた場合その者は、その旨を会長・部長に理由を付けて届けなければならない。

クラブ員とコーチは、部が定めるスポーツ保険に毎年加入しなければならない。(会計が手続きをする。)